

福岡市保健環境研究所安全衛生委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市職員安全衛生規則（昭和48年規則第54号）第56条第2項の規定に基づき保健環境研究所安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営に必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議調整し、必要事項に応じて環境局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全に係るものに関する事。
- (4) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 保健環境研究所長の職にある者
 - (2) 職員で安全衛生に関する知識及び経験を有するもののうちから市長が選任した者6人
- 2 前項第2号に掲げる者である委員の半数については、福岡市職員労働組合の推薦する者を選任するものとする。

(議長)

第4条 議長には保健環境研究所長をもってあてる。

- 2 議長は会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 議長が事故、その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、環境科学課長がその職を代理する。

(表決)

第5条 委員会が議決を行う場合は、出席委員全員の一致によるものとする。

(発言)

第6条 会議における発言は、議長の許可を得なければならない。

(発言内容の制限)

第7条 会議における発言は、すべて簡明にするものとし議題以外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

(関係職員の出席)

第8条 議長は必要があると認めたときは、会議に関係職員の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局に所要の職員を置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は議長が委員会にはかって決める。

附 則

- (1) この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
- (2) この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- (3) この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- (4) この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- (5) この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- (6) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。